

1 目的

この基準は、本市における消防同意等の事務処理及び立入検査等の実施にあたり、法令解釈及び指導事項等の統一を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2 同意事務等の方針

(1) 同意事務の考え方

消防法第7条の規定による消防同意制度は、建築物の計画が防火に関する法律等の規定への適合性について審査するものである。

単に形式的、抽象的に判断することなく、消防の専門的知識・経験に基づき具体的、実質的に適合するか判断することが大切である。

同意の際、あわせて所要の行政指導を行う場合があるが、同意事務と火災予防上の行政指導とは、法律的に明らかに区別して行わなければならない。

同意事務を通じて、申請者に対して行う行政上のサービスと理解し、法的に根拠を有しない指導事項については、意志を強要することのないよう留意しなければならない。

(2) 仮使用承認申請に関する消防側の意見書交付審査基準

ア 仮使用承認申請書に添えられた工事計画書及び安全計画書により、防火・避難面を審査する。

イ 仮使用部分の消防用設備等は、設備等技術基準に従って設置され、その機能が正常に作動すること。

ただし、安全上、防火上及び避難上支障を及ぼさない場合又は支障とならない措置を講じた場合は、必ずしも消防用設備等の設置工事の完了を要しない。

ウ 仮使用に伴う消防検査にあたっては、消防用設備等の試験結果報告書並びに設備図面を提出させること。

なお、一期工事・二期工事等長期に行われる場合で、仮使用部分が法第17条3の2に該当するものについては消防用設備等設置届を提出させ検査を行うものとする。

(3) 建築物認定申請に関する消防側の意見書交付審査基準

島根県建築基準法施行条例第6条、8条、9条に関する建築物認定申請については、特定行政庁の審査基準に基づき、消防的見地で審査をすること。

(4) 審査上の用語の定義

ア 設備設置について

(ア) 設置

設備設置義務があり、技術上の基準に適合して設置されている場合。

(イ) 省略

設備設置義務があり、令、規則、代替等により設置されていない場合。

(ウ) 代替

設備設置義務はないが、技術上の基準に適合して設置され、設置義務のある他の設備を省略できる場合。

- (エ) 自主
設備設置義務がなく、自主的に設置されている場合。
- (オ) 特例
令第32条を適用した場合（特例免除している場合と特例設置している場合がある。）。

イ 階段種別について

- (ア) 屋内
屋内階段をいう。
- (イ) 屋外
屋外階段をいう。
- (ウ) 屋内避
屋内避難階段をいう。
- (エ) 屋外避
屋外避難階段をいう。
- (オ) 特避
特別避難階段をいう。

3 基準の適用範囲

- (1) この基準は、令和7年1月1日から適用するものとする。
- (2) 新たに定めた基準又は変更した基準の適用は、運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、法令改正に係る事項を除き、適用しない。この場合、従前の基準による。

4 用語

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 条例とは、松江市火災予防条例（平成17年松江市条例第352号）をいう。
- (5) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (6) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (7) 建築物とは、建基法第2条第1号に規定するものをいう。
- (8) 居室とは、建基法第2条第4号に規定するものをいう。
- (9) 主要構造部とは、建基法第2条第5号に規定するものをいう。
- (10) 延焼の恐れのある部分とは、建基法第2条第6号に規定するものをいう。
- (11) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (12) 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- (13) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (14) 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- (15) 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- (16) 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- (17) 地階とは、建基令第1条第2号に規定するものをいう。
- (18) 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。

- (19) 難燃材料とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- (20) 階数とは、建基令第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- (21) 防火設備とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 口（耐火建築物、準耐火建築物の外壁の開口部及び防火区画における開口部等の遮炎性能に関する規定）又は第 64 条（防火地域又は準防火地域内の建築物の外壁の開口部における準遮炎性能に関する規定）に規定するものをいう。
- (22) 特定防火設備とは、防火設備のうち、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- (23) 小屋裏とは、小屋ばりと屋根に囲まれた部分をいう。
- (24) 天井裏とは、天井と小屋ばり又は直上階の床とに囲まれた部分をいう。
- (25) JIS とは、日本産業規格をいう。
- (26) 検定品とは、登録検定機関（法第 21 条の 48 に規定する者をいう。）の検定に合格したものをいう。
- (27) 自主表示品とは、法第 21 条の 16 の 2 の規定に基づき製造事業者又は輸入事業者において技術基準等に適合していることが確認されたものをいう。
- (28) 認定品とは、登録認定機関（規則第 31 条の 4 に規定する法人をいう。）において技術基準等に適合していることを認定されたもの（一般財団法人日本消防設備安全センターによる認定品及び日本消防検定協会による認定評価品等）をいう。
- (29) 品質評価品とは、日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 38 号）の施工日以前に当該改正前の法第 21 条の 36 の規定による鑑定試験に合格したものを含む。）をいう。
- (30) 評定品とは、一般財団法人日本消防設備安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防設備等又はこれらの部分である機械器具等をいう。
- (31) 低圧とは、直流で 150V 以下、交流で 600V 以下のものをいう。
- (32) 高圧とは、直流で 750V を、交流で 600V を超え、7000V 以下のものをいう。
- (33) 特別高圧とは、7000V を超えるものをいう。
- (34) 常用電源とは、停電時以外の場合、常に用いられる電源をいう。
- (35) 非常電源とは、一般負荷の常用電源が火災等の際停電した場合でも、消防用設備等が使用できるように設けるものをいう。
- (36) 予備電源とは、万一非常電源が故障したり、容量が不足した場合でも、最小限度消防用設備等の機能を果たせるために設けるものをいう。
- (37) 防災センター等とは、防災センター（総合操作盤その他これに類する設備により、防火対象物の消防用設備等又は特殊消防設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。以下同じ。）、中央管理室（建基令第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。

5 凡例

- (1) 無 印 : 法令基準（行政手続指針（平成 6 年 10 月全国消防長会（消防機関の行政手続きに関する検討会）発行）含む）
- (2) ★ : 法令基準（通知を含むもの）＋指導基準
- (3) ◆ : 当本部が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景を踏まえ、防火安全上の向上を図ること等を目的として定めた行政指導事項